

大阪はびきの医療センター外部研究費不正防止計画

平成30年10月1日策定

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター(以下「当センター」という。)では、「大阪はびきの医療センターにおける外部研究費の取扱いに関する要綱」(以下「取扱い要綱」という。)第12条に規定する大阪はびきの医療センター外部研究費不正防止計画を以下のとおり定めます。

1 運営管理体制

外部研究費の不正防止に向けた管理体制を次のとおり整備し、外部研究費の不正防止に努める。

(1) 最高管理責任者 院長

当センターにおける外部研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者 臨床研究センター長

最高管理責任者を補佐し、外部研究費の運営及び管理について当センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者 副院長

各所属における外部研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

(4) 研究倫理教育統括責任者 臨床研究センター長

研究倫理教育及び実施体制の整備に関し、権限と責任を持つ。

2 不正防止計画

(1) 責任体系の明確化

| 不正を発生させる要因 | 防止計画 |
|-------------------------|---|
| 責任体制が不明瞭 | 外部研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について明確に定め、理解を共有する。 |
| 時間が経過することにより、責任意識が低下する。 | 責任体系を明確に定めた要綱等をホームページに公開するとともに、当センター内に周知して研究者等の意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、十分な事務引継等を行い、責任意識の低下を防止する。 |

(2) 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

| 不正を発生させる要因 | 防止計画 |
|---|---|
| 外部研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。 | 事務処理手続きに関するルールを盛り込んだマニュアルを作成し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 |
| コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 | <ul style="list-style-type: none">・外部研究費に関わる全ての職員に行動規範を示し、遵守を求める。・外部研究費に関わる全ての職員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育を行い、コンプライアンス意識の向上を促す。・規程やルール等の変更があった場合などは、資料の配付やメールでの情報発信を行い周知する。・コンプライアンス教育の実施に際しては、研修会受講者の受講状況及び理解度を確認する。・コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために誓約書の提出を求める。 |
| 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 | 外部研究費に関わる全ての職員に研修を行い、意識の向上、情報共有を図る。 |

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

| 不正を発生させる要因 | 防止計画 |
|--------------|---|
| 規程、ルール等の理解不足 | <ul style="list-style-type: none">・わかりやすいルールを明確に定め、かつ、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。・ルールの統一を図り、その解釈についても統一的運用を図る。 |

(4) 外部研究費の適正な運営及び管理活動

| 不正を発生させる要因 | 防止計画 |
|---------------------------------------|----------------------|
| 年度末に予算執行が集中し、事務担当者の業務が多忙となり管理が不十分になる。 | 定期的に予算執行状況を研究者に通知する。 |

| | |
|--|--|
| 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。 | 特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。また、一定の取引実績に応じて、別紙1の誓約書の提出を求める。不正な取引を行った業者については、「地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程」第3条第4号の規定に準じ、その事実が発覚してから3年間取引を停止することができる。 |
| 出張日程の確認、根拠書類の確認が不十分である。 | 研究員等が行う出張について、用務内容、訪問先等が確認できる報告書等の提出を義務化する。 |
| 検収担当者の認識不足 | 検収体制の徹底周知 |

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

| 不正を発生させる要因 | 防止計画 |
|--|--|
| 外部研究費の使用、事務処理手続きに関する相談窓口が認知されない。 | 臨床研究センターが相談窓口であることを周知し、外部研究費の適正な使用に関する助言、指導を行う。 |
| 外部研究費の使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。 | 相談窓口において、研究員等からの相談や質問を受け付ける。 |
| 通報を受ける窓口が認知されない。 | 当センター内外からの不正の疑いの指摘、本人の申し出等の告発を受け付ける窓口を設置し、公表・周知する。 |

(6) モニタリング

| 不正を発生させる要因 | 防止計画 |
|-----------------|----------------------------------|
| 監査体制の整備が不十分である。 | 内部監査部門を設置し、実効性のあるモニタリング、監査を実施する。 |

(7) 不正防止計画の改訂

当センターにおける外部研究費の不正防止のため、今後も継続して、不正を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、配分機関からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしながら、随時、見直しを行う。

(別紙1)

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪はびきの医療センター 院長 様

誓 約 書

当社は、大阪はびきの医療センターとの取引に当たり、下記の事項を遵守して、不正に関与しないことをここに誓います。

記

- 1 大阪府立病院機構及び大阪はびきの医療センター(以下「貴センター」という。)が定めた規程等、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正に関与しないこと。
- 2 貴センターが外部研究費に関して実施する内部監査、その他の調査等において、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には、これに協力すること。
- 3 当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 貴センターの研究者等から、不正な行為の依頼等があった場合には、貴センターの通報窓口へ通報すること。

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者氏名

印